

民間資本ストックの推計

民間資本ストックの推計は、民間資本ストックを地域（ブロック及び県）別に推計することを目的としており、その推計は、「国民経済計算年報」の附属資料として公表されている「民間企業資本ストック年報」の全国ストック額を地域別に分割することによって求める。すなわち、国民経済計算ベースの地域別民間資本ストックの推計・算出を行うものである。

推計の手順としては、まず都道府県別民間資本ストックを 1 次統計等から独自に推計する。次に、これを民間資本ストックの都道府県別分割指標として、「民間企業資本ストック年報」の全国値を都道府県別に按分する。本推計は、平成 10 年度に実施した昭和 45 年度から平成 8 年度までの推計（以下、「平成 10 年度調査」）、および平成 14 年度にこの 10 年度調査を延長して実施した昭和 45 年度から平成 12 年度までの推計（以下、「平成 14 年度調査」または「前回推計」）を基礎としており、基準年次の違いなどを踏まえて更に延長推計を行ったものである。

推計作業は、大きく分けて以下の 3 つのステップがある。

- ・ 基準年次の SNA ベース地域別民間企業資本ストック推計作業
- ・ 中間年次の SNA ベース地域別民間企業資本ストック推計作業
- ・ 企業の民営化等制度変更及び沖縄本土復帰に伴う調整作業

1. 民間資本ストックの推計方法の概要

1-1 推計の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

民間資本ストックの推計にあたっての基本的な考え方、推計の前提は以下のとおりである。

① 推計対象

- ・ 民間企業粗資本ストック、新設投資額、純除却額（進捗ベース。ただし、無形固定資産は取付ベース）
- ・ 都道府県単位

② 推計年次

- ・ 昭和 45 年度から平成 21 年度まで

③ SNA 基準

- ・ 93SNA ベース、平成 12 年暦年価格

④推計方法

- ・ BY 法（Benchmark Year Method）

⑤地域区分

- ・ SNA 区分のブロック単位
- ・ 都道府県単位

図表1 SNA 地域区分

対象地域区分	対象地域範囲（都道府県）
北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
中部	静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

⑥産業区分

有形固定資産については以下のとおり。

- ・ 産業 10 分類（農林水産業、鉱業、建設業、製造業、卸・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業、サービス業）
- ・ なお、製造業については、中分類まで細分化する。

（製造業中分類：食料品、繊維、パルプ・紙、化学、石油・石炭製品、窯業・土石製品、一次金属、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他製造品）

また、無形固定資産についても推計を行う。

図表2 資産・産業区分

資産区分	産業
有形固定資産	農林水産業
	鉱業
	製造業
	食料品
	繊維
	パルプ・紙
	化学
	石油・石炭製品
	窯業・土石製品
	一次金属
	金属製品
	一般機械
	電気機械
	輸送用機械
	精密機械
	その他の製造業
	建設業
	卸売・小売業
	金融・保険業
	不動産業
	運輸・通信業
	電気・ガス・水道業
	サービス業
無形固定資産	

1-2 推計に用いる主な基礎データ

推計の主要な基礎データである資本ストック、新設投資額、純除却額・率等については以下の
ような形で加工を行った上で推計に用いている。

①産業別資本ストック、新設投資額、除却額等（平成12年基準93SNA）（昭和55～平成21）

内閣府 Web サイトより「民間企業資本ストック年報」（昭和55～平成21年度年報）の進捗ベ
ースの年度計数を取得する（ただし、無形固定資産のみ取付ベース）。なお、前回推計と産業区
分を合わせるため、「鉄鋼業」および「非鉄金属」を合計して「一次金属」とし、「印刷・出版」
は「その他製造業」に合算している。

②産業別資本ストック、新設投資額等（平成7年基準93SNA）（昭和45～平成12）

前回推計結果から平成7年基準93SNA ベースの昭和45年度以降の推計値を取得する。

③産業別資本ストック、新設投資額等（平成12年基準93SNA）（昭和45～平成21）

昭和45年度以降、全期間の資本ストック、新設投資額等の時系列データを作成する。その際、
昭和55年度以降は①の計数を用いる。昭和54年度以前については、産業別に「①／②」でリ

リンク係数を算出し、①と②が重複した期間で最も古い昭和 55 年度のリンク係数を用いて、昭和 45～54 年度について「②＊リンク係数」で平成 12 年基準値に変換した値を作成する。

なお、リンク係数による変換は資本ストック額、新設投資額の両者についてそれぞれ行う。純除却額は残滓によって求める。

④産業別除却額・率等

産業ごとの純除却額は、③で新設投資、資本ストック額をそれぞれリンク係数で変換した後、残滓によって求める。純除却率は、概念としては純除却額を前年度資本ストックで割ったものである。

$$\text{純除却率}_{i,t} = \text{純除却額}_{i,t} \div \text{資本ストック}_{i,t-1}$$

i: 産業、t: 年度

本作業における計算上では純除却率は全県一律の値であり、阪神淡路大震災等による滅失分は部門別都道府県別に外生的に与えた金額を用いる。すなわち、純除却額 R と（震災被害分を除いた）純除却率 r の関係は以下の式となる。

$$R_{i,t} = K_{i,t-1} \times r_{i,t} + E_{i,t} \cdots \cdots \cdots (1)$$

R: 純除却額 K: 資本ストック額 r: (震災被害分を除いた) 純除却率 E: 震災被害額

また、民営化による資本ストックの増加額 M は以下の式で定義される。

$$M_{i,t} = R_{i,t} - (K_{i,t-1} + I_{i,t} - K_{i,t}) \cdots \cdots \cdots (2)$$

M: 民営化による資本ストック増加額 I: 新設投資額

式(1)および式(2)から、震災被害分を除いた純除却率 r は以下の式(3)となり、この式に従って算出した値を推計に用いる。

$$\begin{aligned} K_{i,t-1} \times r_{i,t} + E_{i,t} &= M_{i,t} + (K_{i,t-1} + I_{i,t} - K_{i,t}) \\ K_{i,t-1} \times r_{i,t} &= M_{i,t} + (K_{i,t-1} + I_{i,t} - K_{i,t}) - E_{i,t} \\ r_{i,t} &= \frac{M_{i,t} + (K_{i,t-1} + I_{i,t} - K_{i,t}) - E_{i,t}}{K_{i,t-1}} \cdots \cdots \cdots (3) \end{aligned}$$

1-3 推計の手順

(1) 基準年次の推計

民間企業資本ストック年報における民間資本ストックの推計はBY法に基づいて実施されている（無形固定資産を除く）。

本作業でも推計はBY法で実施しており、ベンチマークとなる基準年次は平成10年度調査、14年度調査と同様、昭和45年度としている。基準年次の都道府県別ストック額については、14年度調査で推計した平成7年基準93SNAベースの金額を産業ごとにリンク係数を用いて平成12年基準値に変換して用いた。

なお、平成14年度作業の際も、同様にベンチマーク値は平成10年度作業の推計結果をリンク換算した数値を用いている。参考までに平成10年度作業で実施した基準年次（昭和45年度）の推計方法の概要は以下に掲載しておく。

図表3 平成10年度作業における基準年次の推計方法の概要

- 『民間企業資本ストック年報』のストック（全国値）を『国富調査』（経済企画庁）ベースの地域ブロック¹に分割する。
- この結果（平成9年度作業『国富調査ベースの地域ブロック別基準年次ストック推計作業』の結果）を県別に分割するとともに、SNA区分の地域ブロック別に統合する（県別の分割については2.を参照）
- 『平成2年基準 民間企業資本ストック年報』（経済企画庁）のストック額（昭和45年度 産業別）をCT（コントロール・トータル）として、これを地域別（ブロック別・県別）に分割して推計する。

(2) 中間年次の推計

民間資本ストックの推計は、前述のとおりBY法に基づいて行う。すなわち、基準年次の資本ストックに、新設投資額を加え、純除却額を控除して翌年度の資本ストックを求める。これを繰り返して資本ストックの系列を得るので、概念としては以下のとおりとなる。

$$\text{資本ストック}_{i,p,t} = \text{資本ストック}_{i,p,t-1} + \text{新設投資額}_{i,p,t} - \text{純除却額}_{i,p,t} \cdots \cdots (1)$$

注：産業*i*、都道府県*p*、調査時点*t*ごとに算出。

なお、民営化や沖縄復帰によるストックの増加分は、概念式(1)とは独立して、民営化時点のストックに別途加算される。したがって、概念式(1)は以下の形に拡張される。

¹ 『国富調査』の地域区分は9ブロックで、北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国、九州である。なお、東海の内訳は長野県を含む、岐阜、静岡、愛知及び三重の5県であり、SNA区分では長野県は関東を含む。

(4) 民営化等に伴う調整

- ・ 日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社をはじめとする各社の民営化、昭和 47 年度の沖縄県の本土復帰については、本推計に組み込まれている。
- ・ これらの制度等の変更による具体的な調整は「4. 04. 民営化等に伴う調整」に記述する。

図表4 沖縄復帰および民営化の概要

年度	産業	概要
昭和 47	各産業	沖縄復帰
昭和 60	食料品製造業	日本たばこ産業(株)民営化
昭和 60	運輸・通信業	日本電信電話(株)民営化
昭和 61	電気・ガス・水道業	電源開発(株)民営化
昭和 62	運輸・通信業	東日本旅客鉄道(株)ほか JR 各社民営化
平成 3	運輸・通信業	新幹線保有機構から JR 各社への設備売却
平成 16	運輸・通信業	東京地下鉄(株)、成田国際空港(株)民営化
平成 18	食料品製造業	日本アルコール産業(株)民営化

2. 基準年次（昭和 45 年度）の推計

今回の基準年次のストック推計では、平成 14 年度作業の平成 7 年基準・93SNA ベースの推計結果を平成 12 年基準 93SNA ベースにリンク係数で変換した値を用いた。なお、平成 14 年度作業では平成 10 年度作業の平成 2 年基準・68SNA ベースの推計結果を、同様にリンク係数で変換している。

また、ストック推計の基礎となる基準年次は昭和 45 年度であるが、工業統計の個票データが昭和 53 年度以降しか整備されていないため、昭和 45 年度から昭和 52 年度までのストック額（及び新設投資額）は平成 14 年度作業をリンク方式で変換した値を用い、昭和 53 年度以降について中間年次の積み上げ計算を行っている。

参考までに、平成 10 年度作業での基準年次推計における県別分割指標の推計について以下に掲載する。

2-1 推計方法の概要

基準年次のストック額については、まず『民間企業資本ストック年報』のストック（全国値）を『国富調査』（経済企画庁）ベースの地域ブロックに分割した上で、平成 9 年度『国富調査ベースの地域ブロック別基準年次ストック推計作業』の結果を県別に分割し、その比率を元に『平成 2 年基準 民間企業資本ストック年報』（経済企画庁）のストック額（昭和 45 年度 産業別）を CT（コントロール・トータル）として推計が行われている。

ストック額の県別分割指標については、業種ごとにそれぞれ各種統計資料を元に以下のような手順で作成されている。

2-2 基準年次ストックの県別分割指標について

1. 製造業

『工業統計表（産業編）』（通産省）を用いて、県別・業種別に新規投資（有形固定資産取得額・土地以外のもの）を昭和 31 年～45 年まで積み上げ、これを分割指標としている。

なお、「工業統計表」で調査されていない従業員規模 9 人以上については、出荷額等の比率で推計した。

また昭和 31 年から昭和 45 年まで積み上げる際には、各年の値を『民間企業資本ストック年報』（経済企画庁）の平成 2 年価格・新設投資額で調整したのち、すなわち実質化ののちに積み上げている。

2. 非製造業

(1) 農林水産業

【1 次推計】

農業、林業、水産業に分けて推計する。全国 CT を「昭和 45 年産業連関表一固定資本ストックマトリックス」(行政管理庁主幹)による(法人・個人小計一同住宅)の固定資本ストックの比率により 3 産業に分割し、それぞれ以下のような分割指標を推計し、県別に分割する。

①農業

県別一戸当たり農業固定資本×県別農家数

県別一戸当たり農業固定資本：「農家経済調査報告」（農林省）より

県別農家数：「農林業センサス」（農林省）より

②林業

林業地域別一戸当たり償却資産額×県別林家数

林業地域別一戸当たり償却資産額：「林家経済調査報告」（農林省）

県別林家数：「農林業センサス」（農林省）

③水産業

海面漁業養殖業と内水面漁業養殖業に分けて推計する。その分割は産業連関表の資本減耗引当の比による。

ア）海面漁業養殖業

漁家、企業体に分けて推計し、合算する。

（漁家（動力船 10t 未満および小型定置の値を利用））

海区別・階層別一漁家当たり×海区・県別・階層別経営体数

海区・階層別固定資本：「漁業経済調査報告（漁家の部）」（農林省）

県別経営体数：「漁業センサス」（農林省）

（企業体（動力船 10t 以上および大型定置の値を利用））

階層別一経営体当たり {有形固定資産－（土地+建物）} ×海区・県別階層別経営体数

「漁業経済調査報告（企業体の部）」（農林省）

ただし、10～30t の階層は海区別に計数が得られるので、これを利用する。

イ）内水面漁業養殖業

県別（漁獲量+収獲量）で分割

「漁業養殖業生産統計年報」（農林省）

【2次推計】

1次推計で得られた、農業、林業、水産業の計数を県別に足し上げ、地域ブロック別 CT によりトータル調整する。

(2)鉱業

【1次推計1】 積上げ法1

当該産業の（新設投資－純除却）を、当該産業の県別総生産の対全国比で分割し、昭和30年度～45年度を県別に合計して分割指標とする。

【1次推計2】 積上げ法2

当該産業の新設投資を、当該産業の県別総生産の対全国比で分割し、昭和37年度～45年度を県別に合計して分割指標とする。

【1次推計3】 従業者数比分割

法人企業、個人企業に分けて推計する。昭和44年の「事業所統計調査報告」（総理府）による当該産業の県別従業者数の対全国比を分割指標とする。

1次推計について上記3通りの方法を試行し、国富調査より推計した地域別計数との相関係数がもっとも高い【1次推計3】を採用している。

【2次推計】

1次推計で得られた計数を、地域ブロック別CTによりトータル調整する。

(3)建設業

【1次推計1】 積上げ法1

当該産業の（新設投資－純除却）を、当該産業の県別総生産の対全国比で分割し、昭和30年度～45年度を県別に合計して分割指標とする。

【1次推計2】 積上げ法2

当該産業の新設投資を、当該産業の県別総生産の対全国比で分割し、昭和39年度～45年度を県別に合計して分割指標とする。

【1次推計3】 従業者数比分割

法人企業、個人企業に分けて推計する。昭和44年の「事業所統計調査報告」（総理府）による当該産業の県別従業者数の対全国比を分割指標とする。

1次推計について上記3通りの方法を試行し、国富調査より推計した地域別計数との相関係数がもっとも高い【1次推計2】を採用している。

【2次推計】

1次推計で得られた計数を、地域ブロック別CTによりトータル調整する。

(4)卸売・小売業

卸売業、小売業に分けて推計する。

①卸売業

【1次推計1】

法人企業、個人企業に分けて推計する。昭和 45 年の「商業統計表」（通産省）による県別従業者数の対全国比を分割指標とする。

【1 次推計 2】

法人企業、個人企業に分けて推計する。昭和 45 年の「商業統計表」（通産省）による年間販売額の対全国比を分割指標とする。

②小売業

【1 次推計 1】

昭和 45 年の「商業統計表」（通産省）県別売場面積の対全国比を分割指標とする。

【1 次推計 2】

法人企業、個人企業に分けて推計する。昭和 45 年の「商業統計表」（通産省）による年間販売額の対全国比を分割指標とする。

本作業では国富調査より推計した地域別計数との相関係数がもっとも高い【1 次推計 2】を採用した。

【2 次推計】

1 次推計で得られた計数を、地域ブロック別 CT によりトータル調整する。

(5)金融保険業

【1 次推計】

金融業、保険業に分けて推計する。全国 CT を産業連関表の資本減耗引当の比率によって 2 産業に分割し、次にそれぞれを以下のような分割指標によって県別に分割する。

①金融業

「都道府県別経済統計」（日本銀行）による民間金融機関の県別預金残高の対全国比を分割指標とする。

②保険業

「生命保険事業概況」（生命保険協会）による県別保有契約金額（個人保険+団体保険）の対全国比を分割指標とする。

【2 次推計】

1 次推計で得られた金融業、保険業の計数を県別に足し上げ、地域ブロック別 CT によりトータル調整する。

(6)不動産業

【1 次推計 1】 積上げ法 1

当該産業の（新設投資－純除却）を、当該産業の県別総生産の対全国比で分割し、昭和 30 年度～45 年度を県別に合計して分割指標とする。

【1 次推計 2】 積上げ法 2

当該産業の新設投資を、当該産業の県別総生産の対全国比で分割し、昭和 39 年度～45 年度を県別に合計して分割指標とする。

【1 次推計 3】 従業者数比分割

法人企業、個人企業に分けて推計する。昭和 44 年の「事業所統計調査報告」（総理府）による当該産業の県別従業者数の対全国比を分割指標とする。

10 年度作業では国富調査より推計した地域別計数との相関係数がもっとも高い【1 次推計 3】を採用した。

【2 次推計】

1 次推計で得られた計数を、地域ブロック別 CT によりトータル調整する。

(7) 運輸・通信業

鉄道輸送、道路輸送、水上輸送、航空運輸、運輸付帯サービス、倉庫、通信に分けて推計する。全国 CT を「昭和 45 年産業連関表－固定資本ストックマトリックス－」（行政管理庁主幹）による（法人・個人小計－同住宅）の固定資本ストックの比率により 7 産業に分割し、次にそれぞれを以下のような分割指標によって県別に分割する。

【1 次推計 1】

① 鉄道輸送

「私鉄統計年報」（運輸省）により各会社別の鉄軌道業計の固定資産（鉄軌道業および同関連）および建設仮勘定（鉄軌道業）を得て、県別に集計する。路線が複数県にわたるものについては線路延長の比により分割する。

② 道路輸送

旅客と貨物に分けて推計する。全国 CT は産業連関表の資本減耗引当の比により両者に分割する。

（道路旅客）

「旅客地域流動調査」（運輸省）による発地県別輸送人員数（自動車計）の対全国比を分割指標とする。

（道路貨物）

「貨物地域流動調査」（運輸省）による発地県別貨物輸送量（自動車）の対全国比を分割指標とする。

③水上輸送

「港湾統計（年報）」（運輸省）による県別の外航商船＋内航商船の海上出入り貨物トン数の対全国比を分割指標とする。

④航空輸送

「旅客地域流動調査」（運輸省）による発地県別国内航空輸送人員数の対全国比を分割指標とする。

⑤運輸付帯サービス

昭和 44 年の「事業所統計調査報告」（総理府）による民営の県別従業者数の対全国比で分割する。

⑥倉庫

「倉庫統計月報」（運輸省）による県別の 1・2・3 類倉庫および危険品倉庫所管面積の対全国比を分割指標とする。

⑦通信

昭和 44 年の「事業所統計調査報告」（総理府）による民営の県別従業者数の対全国比で分割する。

【1 次推計 2】

上記の業種のそれぞれについて、昭和 44 年の「事業所統計調査報告」（総理府）による民営の県別従業者数の対全国比で分割する。

【1 次推計 3】

1 次推計 1 のうち、道路貨物、水上輸送、運輸付帯サービスのみ以下の方法により推計し、他は 1 次推計 1 と同様である。

ア) 道路貨物

「陸運統計要覧」(運輸省)による県別の営業用貨物自動車保有台数の対全国比で分割する。

イ) 水上輸送

外航、内航別に分けて推計する。全国 CT は産業連関表の資本減耗引当の比により両者に分割し、「港湾統計（年報）」（運輸省）により、外航商船、内航商船別に県別の海上出入り貨物トン数の対全国比で分割する。

ウ) 運輸付帯サービス

上記で得られた鉄道輸送、道路輸送、水上輸送、航空輸送の県別合計の対全国比により分割する。

10 年度作業では国富調査より推計した地域別計数との相関係数がもっとも高い【1 次推計 3】を採用した。

【2 次推計】

1 次推計で得られた、鉄道輸送、道路輸送、水上輸送、航空輸送、運輸付帯サービス、倉庫、通信の計数を県別に足し上げ、地域ブロック別 CT によりトータル調整する。

(8)電気・ガス・水道業

電気業とガス・水道業に分けて推計する。

【1 次推計】

①電気業

「電気事業要覧」(資源エネルギー庁)により、9 電力会社およびその他の電気事業者の事業用固定資産額を会社別・施設別に把握し、それぞれの対総計比に全国 CT を乗じて平成 2 年暦年平均価格評価に変換する。そのうち 9 電力の発電施設は水力、火力(汽力、内燃力)、原子力ごとに、「電力発電所設備総覧(改訂版)」(日刊電気通信社)により各発電所の最大出力(昭和 46 年 3 月末までに運転開始のもの)を把握し、その県別合計の比により電力各社の計数を分割する。発電以外の施設(送電、配電、変電、業務等)については各社の供給エリアの県別使用電力量(静岡県は富士川の東側は東京電力、西側は中部電力の供給エリアとなっているので、人口比により分割しておく)を「電気事業便覧」より得て、その比により分割する。

なお、建設仮勘定については各社の「有価証券報告書総覧」(大蔵省)により地域が特定できるものは、それぞれの県に算入し、地域が特定できないものは特定できた額の対全国比により分割し、加算する。

その他の電気事業者は、複数県に発電施設があるものについてはそれぞれの最大出力で分割し、1 県のみのはそれぞれの県に算入する。

②ガス・水道業

水道は公営のものが多いので、ガスに注目し、「ガス事業統計年報」(資源エネルギー庁)による県別ガス販売量の対地域ブロック比を分割指標とする。

【2 次推計】

1 次推計で得られた電気、ガス・水道の計数を県別に足し上げ、地域ブロック別 CT によりトータル調整する。

(9)サービス業

【1 次推計 1】

法人、個人別に県別従業者数の対全国比により分割する。

【1 次推計 2】

事業所サービス、旅館その他宿泊所、映画・娯楽、その他サービスに分けて推計する。全国 CT を産業連関表の資本減耗引当の比率によって 4 産業に分割し、次にそれぞれの県別従業者数（民営、昭和 44 年）の対全国比により分割する。

【1 次推計 3】

事業所サービス、旅館その他宿泊所、映画・娯楽、その他サービスに分けて推計する。全国 CT を産業連関表の資本減耗引当の比率によって 4 産業に分割し、次に以下のように分割する。

①事業所サービス

広告、情報サービス、物品賃貸、その他の事業所サービスに分けて推計する。全国 CT を産業連関表の資本減耗引当の比率によって 4 業種に分割し、このうち広告、情報サービス、物品賃貸の 3 業種については、それぞれ「特定サービス産業実態調査報告書」(通産省)による県別年間売上高（昭和 48 年）の対全国比で分割する。なお、事業所数が少なく計数が秘匿されている県（x）は、その 1 事業所当りの平均を算出して算入する。

その他の事業所サービスは、広告、情報サービス、物品賃貸の県別合計の対全国比で分割する。

②旅館その他宿泊所

「衛生行政業務報告」(厚生省) による県別のホテル・旅館客室数の対全国比を分割指標とする。

③映画・娯楽

映画、他の娯楽に分けて推計する。全国 CT を産業連関表の資本減耗引当の比率によって分割し、それぞれ以下のように県別に分割する。

ア) 映画

「衛生行政業務報告」(厚生省)による県別の映画館定員の対全国比により分割する。

イ) 他の娯楽

「地方財政統計年報」(自治省)による県別の娯楽施設利用税の対全国比により分割する。

④その他サービス

上記で得られた事業所サービス、旅館その他の宿泊所、映画・娯楽の県別合計の対全国比で分割する。

10 年度作業では国富調査より推計した地域別計数との相関係数がもっとも高い【1 次推計 3】を採用した。

【2 次推計】

1 次推計で得られた、事業所サービス、旅館その他宿泊所、映画・娯楽、その他サービスの計数を県別に足し上げ、地域ブロック別 CT によりトータル調整する。

3. 中間年次の推計

3-1 推計方法の概要

中間年次の新設投資額推計については、平成 10 年度および 14 年度作業と同様に、「民間企業資本ストック年報」（内閣府）の全国値を、県別分割指標を用いて都道府県別に按分して行った。

全国値としては平成 12 年基準・93SNA ベースの新設投資額を用いる。平成 12 年基準・93SNA ベースの統計は、現時点では昭和 55 年度以降しか得られないため、それ以前については平成 14 年度作業の推計結果（平成 7 年基準・93SNA ベース）をリンク方式で変換した値を用いた。

なお、切り替えの際のリンクは、ストック額と新設投資額で行い、純除却額は残渣で求めた。本作業における民間資本ストックは BY 法に基づいて推計しているため、基準年次における産業別都道府県別の資本ストックを推計したのち、中間年次については産業別都道府県別に新設投資額を推計し、前年度のストックに各産業の除却率（全県一律）を乗じて算出した除却額を控除し、民営化等による調整を経て当年度の資本ストックが得られる。

新設投資額の都道府県別への分割指標の基本的な考え方は平成 14 年度作業に準じたものであり、具体的には以下のとおりである。

3-2 各年の新設投資額の県別分割指標について

1. 製造業

「工業統計表（産業編）」（通産省）により、県別・業種別の有形固定資産取得額を分割指標とする。ただし、従業員 9 人以下の計数が得られないので、製造品出荷額の比により推計した。また、昭和 60 年度に日本たばこ産業会社（JT）が発足しているので、同年度の JT の事業所は個票から除いて推計する。

平成 14 年調査では、取得額のみでなく建設仮勘定年間増減（加算）や中古品（削除）を組み入れることを考慮したが、時系列的に安定していないこと、また中古品は最近では 5 年毎の調査であり、毎年得られないことなどから組み入れないこととしており、今回も同じ方法で算出を行った。

なお、分割指標作成の基礎となる工業統計の個票データが昭和 53 年度以降しか入手できないため、今回は昭和 53 年度以降について以下の作業を行っており、昭和 52 年度以前については前回推計の産業別新設投資額における都道府県別構成比を分割指標として用いている。

(1) 製造品出荷額等

① 工業統計の個票データの集計

まず、昭和 53 年以降整備されている工業統計（産業編）の個票データ（甲：従業員 30 人以上、乙従業員 4～29 人）から、従業員 10 人以上および 4～9 人の製造品出荷額等を都道府県別産業別に集計する。

その際、調査年によって工業統計の産業分類は数次の改定を経ているため、コンバータを用いて 4 桁分類ベースで最新の平成 20 年分類に統一した上で、SNA の 2 桁分類との対応付

けを行った（図表 5）。

また、SNA の対象外である「2181 砕石製造業」は集計から除外するとともに、昭和 60 年のみ「1051 たばこ製造業」および「1052 葉タバコ処理業」を除いた。

②従業員規模 3 人以下の事業所分

個票データに含まれない従業員規模 3 人以下の事業所については、工業統計（産業編）にて公表されている集計結果を利用する。ただし、この集計結果は工業統計の 2 桁分類ベースのみ公表されているため、各調査時点の工業統計 2 桁分類ベースで SNA 産業との対応を行う（図表 5 ～図表 8）。

③従業員規模 9 人以下の比率

製造品出荷額等における従業員規模 9 人以下の比率を算出し、後述する有形固定資産取得額において全従業員規模の値を推定する際の比率とする。

$$\begin{aligned} 9 \text{ 人以下比率 } i,p,t &= \frac{1 \sim 9 \text{ 人の製造品出荷額等 } i,p,t}{10 \text{ 人以上の製造品出荷額等 } i,p,t} \\ &= \frac{1 \sim 3 \text{ 人の製造品出荷額等 } i,p,t + 4 \sim 9 \text{ 人の製造品出荷額等 } i,p,t}{10 \text{ 人以上の製造品出荷額等 } i,p,t} \end{aligned}$$

注：産業 i、都道府県 p、調査時点 t ごとに算出する。

(2) 取得有形固定資産

①工業統計の個票データの集計

まず、昭和 48 年以降整備されている工業統計（産業編）の個票データ（甲：従業員 30 人以上、乙従業員 4～29 人）から、従業員 10 人以上についての取得有形固定資産額を都道府県別産業別に集計する。

産業分類や一部業種の除外については製造品出荷額等に準じる。

②全従業員規模の取得有形固定資産額の推計

①で集計した産業別都道府県別有形固定資産額、(1) ③で算出した従業員 9 人以下比率を用いて、以下の式で全従業員規模の取得有形固定資産額を推計し、製造業の各産業における県別分割指標とする。

$$\text{全従業員規模取得有形固定資産 } i,p,t = 10 \text{ 人以上取得有形固定資産 } i,p,t \times (1 + \text{「9 人以下比率 } i,p,t \text{」})$$

図表5 工業統計表(平成20年分類)とSNAの2桁産業コード対応

SNA		工業統計	
01	食料品	09	食料品製造業
01	食料品	10	飲料・たばこ・飼料製造業
02	繊維	11	繊維工業
03	パルプ・紙	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
04	化学	16	化学工業
05	石油製品・石炭製品	17	石油製品・石炭製品製造業
06	窯業・土石製品	21	窯業・土石製品製造業
07	一次金属	22	鉄鋼業
07	一次金属	23	非鉄金属製造業
08	金属製品	24	金属製品製造業
09	一般機械	25	はん用機械器具製造業
09	一般機械	26	生産用機械器具製造業
09	一般機械	27	業務用機械器具製造業
10	電気機械	28	電子部品・デバイス製造業
10	電気機械	29	電気機械器具製造業
10	電気機械	30	情報通信機械器具製造業
11	輸送用機械	31	輸送用機械器具製造業
12	精密機械	(注1)	
13	その他の製造業	12	木材・木製品製造業
13	その他の製造業	13	家具・装備品製造業
13	その他の製造業	15	印刷・同関連産業
13	その他の製造業	18	プラスチック製品製造業
13	その他の製造業	19	ゴム製品製造業
13	その他の製造業	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
13	その他の製造業	32	その他の製造業

(注1) 機械器具製造業が再編され、一般機械器具製造業・精密機械器具製造業は、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業に分類された。

そのため工業統計の平成14年分類(平成19年まで使用)では精密機械器具製造業に分類されていた以下の産業についてはSNAの精密機械と位置付ける。

工業統計産業4桁分類(平成20年度分類)	
2739	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
2731	体積計製造業
2732	はかり製造業
2733	圧力計・流量計・液面計等製造業
2734	精密測定器製造業
2735	分析機器製造業
2736	試験機製造業
2739	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
2737	測量機械器具製造業
2741	医療用機械器具製造業
2742	歯科用機械器具製造業
2743	医療用品製造業(動物用医療機械器具を含む)
2743	医療用品製造業(動物用医療機械器具を含む)
2744	歯科材料製造業
2738	理化学機械器具製造業
2751	顕微鏡・望遠鏡等製造業
2752	写真機・映画用機械・同附属品製造業
2752	写真機・映画用機械・同附属品製造業
2753	光学機械用レンズ・プリズム製造業
3297	眼鏡製造業(枠を含む)
3231	時計・同部分品製造業

図表6 工業統計表(昭和47年分類)とSNAの2桁産業コード対応

SNA		工業統計	
01	食料品	18	食料品製造業
01	食料品	19	その他の食料品製造業
02	繊維	20	繊維工業
03	パルプ・紙	24	パルプ・紙・紙加工品製造業
04	化学	26	化学工業
05	石油製品・石炭製品	27	石油製品・石炭製品製造業
06	窯業・土石製品	30	窯業・土石製品製造業
07	一次金属	31	鉄鋼業
07	一次金属	32	非鉄金属製造業
08	金属製品	33	金属製品製造業
09	一般機械	34	一般機械器具製造業
10	電気機械	35	電気機械器具製造業
11	輸送用機械	36	輸送用機械器具製造業
12	精密機械	37	精密機械器具製造業
13	その他の製造業	21	衣服・その他の繊維製品製造業
13	その他の製造業	22	木材・木製品製造業
13	その他の製造業	23	家具・装備品製造業
13	その他の製造業	25	出版・印刷・同関連産業
13	その他の製造業	28	ゴム製品製造業
13	その他の製造業	29	なめし革・同製品・毛皮製造業
13	その他の製造業	38	武器製造業
13	その他の製造業	39	その他の製造業

図表7 工業統計表(昭和60年分類、平成11年分類)とSNAの2桁産業コード対応

SNA		工業統計	
01	食料品	12	食料品製造業
01	食料品	13	飲料・飼料・たばこ製造業
02	繊維	14	繊維工業
03	パルプ・紙	18	パルプ・紙・紙加工品製造業
04	化学	20	化学工業
05	石油製品・石炭製品	21	石油製品・石炭製品製造業
06	窯業・土石製品	25	窯業・土石製品製造業
07	一次金属	26	鉄鋼業
07	一次金属	27	非鉄金属製造業
08	金属製品	28	金属製品製造業
09	一般機械	29	一般機械器具製造業
10	電気機械	30	電気機械器具製造業
11	輸送用機械	31	輸送用機械器具製造業
12	精密機械	32	精密機械器具製造業
13	その他の製造業	15	衣服・その他の繊維製品製造業
13	その他の製造業	16	木材・木製品製造業
13	その他の製造業	17	家具・装備品製造業
13	その他の製造業	19	出版・印刷・同関連産業
13	その他の製造業	22	プラスチック製品製造業
13	その他の製造業	23	ゴム製品製造業
13	その他の製造業	24	なめし革・同製品・毛皮製造業
13	その他の製造業	33	武器製造業
13	その他の製造業	34	その他の製造業

図表8 工業統計表(平成14年分類)とSNAの2桁産業コード対応

SNA		工業統計	
01	食料品	09	食料品製造業
01	食料品	10	飲料・たばこ・飼料製造業
02	繊維	11	繊維工業
03	パルプ・紙	15	パルプ・紙・紙加工品製造業
04	化学	17	化学工業
05	石油製品・石炭製品	18	石油製品・石炭製品製造業
06	窯業・土石製品	22	窯業・土石製品製造業
07	一次金属	23	鉄鋼業
07	一次金属	24	非鉄金属製造業
08	金属製品	25	金属製品製造業
09	一般機械	26	一般機械器具製造業
10	電気機械	27	電気機械器具製造業
10	電気機械	28	情報通信機械器具製造業
10	電気機械	29	電子部品・デバイス製造業
11	輸送用機械	30	輸送用機械器具製造業
12	精密機械	31	精密機械器具製造業
13	その他の製造業	12	衣服・その他の繊維製品製造業
13	その他の製造業	13	木材・木製品製造業
13	その他の製造業	14	家具・装備品製造業
13	その他の製造業	16	印刷・同関連産業
13	その他の製造業	19	プラスチック製品製造業
13	その他の製造業	20	ゴム製品製造業
13	その他の製造業	21	なめし革・同製品・毛皮製造業
13	その他の製造業	32	その他の製造業

2. 非製造業

(1) 農林水産業

【推計1】

農業、林業、水産業に分けて推計する。新設投資額のCTは産業連関表による3産業別資本減耗引当で分割し、産業連関表の中間年次は直線補間する。

① 農業

「農業経営動向統計」（農林水産省）より地方別の1農家当たり「固定資本の購入(増資)」を得て、これに県別総農家数を乗じて推計する。県別農家総戸数は「農林業センサス」（農林水産省）より得て、センサスの中間年次は直線補間する。なお、平成16年以降は統計調査の変更により連続した数値が得られないため、組織経営編の地方別「期中投資額」を用いている。

② 林業

「林家経済調査報告」（農林水産省）より林業地域別の1林家当たり償却資産の「年度内増」を得て、これに県別総林家数を乗じて推計する。

ただし、平成14年以降は後継の「林業経営統計調査」に変わり、償却資産の年度内増が公表されなくなったため、14年度以降は「期首償却資産現在価」を用いている。

なお、県別総林家数は「農林業センサス」より得るが、中間年次は直線補間により推計する。ただし、総農家数は既に2010年センサスの集計結果が公表されているが、総林家数は集

計中で未公表のため（2010 年 3 月現在）、2005 年以降同値で固定している。

③水産業

海面、内水面に分けて推計する。CT は産業連関表の資本減耗引当の比で分割するが、中間年次は直線補間した。

ア) 海面漁業・養殖業

漁家と企業体に分けて推計し、合計する。

（漁家）

「漁業経済調査報告（漁家の部）」（平成 13 年以降は「漁業経営調査報告（家族型経営調査）」）（農林水産省）より海区別漁家平均の固定資産期首現在高に県別の漁家数(漁船非使用＋無動力船＋動力 10t 未満＋小型定置)を乗じる。漁家数は「漁業センサス」（農林水産省）より得るが、センサスの中間年次は直線補間により推計する。

（企業体）

「漁業経済調査報告（企業体の部）」（平成 13 年以降は「漁業経営調査報告（会社経営体調査）」）（農林水産省）より、期首有形固定資産（全国値）に県別企業体数(動力 10t 以上＋大型定置)を乗じる。企業体数は「漁業センサス」（農林水産省）より得るが、センサスの中間年次は直線補間により推計する。

以上のようにして得た漁家＋企業体の海区別・県別(有形)固定資産期首現在高の対全国比で CT を分割する。

イ) 内水面漁業・養殖業

「漁業経済調査報告（漁家の部）」（農林水産省）より動力 1t 未満の期首固定資産を得て、これに県別の内水面養殖・湖沼漁業経営体数を乗じたものの対全国比を分割指標とする。経営体数は「漁業センサス」（農林水産省）より得るが、センサスの中間年次は直線補間により推計する。

【推計 2】

農林水産業の県内総生産の対全国比を分割指標とする。平成 20、21 年度は 19 年度の分割指標を固定して使用した。

本作業では【推計 1】を採用した。

(2) 鉱業

【推計 1】

「事業所・企業統計調査報告」（総務省）により県別従業者数の対全国比を分割指標とし、事業

所・企業統計の中間年次は直線補間により推計した。なお、事業所・企業統計は平成 18 年調査が最終であり、平成 21 年は後継の経済センサス調査の数値を利用して接続する。

【推計 2】

鉱業の県内総生産の対全国比を分割指標とする。平成 20、21 年度は 19 年度の分割指標を固定して使用した。

本作業では【推計 2】を採用した。

(3)建設業

【推計 1】

「建設工事施工統計調査報告」（国土交通省）による施工県別の許可業者元請完成工事高を分割指標とする。

【推計 2】

建設業の県内総生産の対全国比を分割指標とする。平成 20、21 年度は 19 年度の分割指標を固定して使用した。

本作業では【推計 1】を採用した。

(4)卸売・小売業

【推計 1】

卸売業と小売業に分けて推計する。それぞれの法人・個人別の県別年間販売額を「商業統計表」（経済産業省）より得て、これを分割指標とする。商業統計表の中間年次は直線補間により推計する。

【推計 2】

卸売・小売業の県内総生産の対全国比を分割指標とする。平成 20、21 年度は 19 年度の分割指標を固定して使用した。

本作業では【推計 2】を採用した。

(5)金融・保険業

【推計 1】

産業連関表の資本減耗引当の比により CT を金融業と保険業に分けて推計する。産業連関表の中間年次は直線補間する。

①金融業

「都道府県別経済統計」（日本銀行）および「金融経済統計月報」（同）による各年度の県別預金

残高(民間金融機関)の対全国比を分割指標とする。

②保険業

「生命保険事業概況」(生命保険協会)による個人、団体、個人年金の県別新契約金額の対全国比を分割指標とする。

【推計 2】

金融・保険業の県内総生産の対全国比を分割指標とする。平成 20、21 年度は 19 年度の分割指標を固定して使用した。

本作業では【推計 2】を採用した。

(6)不動産業

【推計 1】

「事業所・企業統計調査報告」(総務省)により県別従業者数の対全国比を分割指標とし、事業所・企業統計の中間年次は直線補間により推計した。なお、事業所・企業統計は平成 18 年調査が最終であり、平成 21 年は後継の経済センサス調査における不動産取引業および不動産賃貸業・管理業の従業者数を合算した数値を利用した。

【推計 2】

不動産業の県内総生産の対全国比を分割指標とする。平成 20、21 年度は 19 年度の分割指標を固定して使用した。

不動産業の総生産には持家の帰属家賃が大きなウェイトを占めるため、本作業では【推計 1】を採用した。

(7)運輸・通信業

【推計 1】

「事業所・企業統計調査報告」(総務省)により県別従業者数の対全国比を分割指標とし、事業所・企業統計の中間年次は直線補間により推計した。なお、事業所・企業統計は平成 18 年調査が最終であり、平成 21 年は後継の経済センサス調査の数値を利用して接続する。

【推計 2】

運輸・通信業の県内総生産の対全国比を分割指標とする。平成 20、21 年度は 19 年度の分割指標を固定して使用した。

本作業では【推計 2】を採用した。

(8)電気・ガス・水道業

【推計 1】

電気業とガス・水道業に分けて推計する。

①電気業

「電気事業便覧」（電気事業連合会）による県別電力使用量の対全国比を分割指標とする。

②ガス・水道業

「ガス事業便覧」（経済産業省）による県別ガス販売量の対全国比を分割指標とする。

【推計 2】

電気・ガス・水道業の県内総生産の対全国比を分割指標とする。平成 20、21 年度は 19 年度の分割指標を固定して使用した。

本作業では【推計 2】を採用した。

(9)サービス業

【推計 1】

「事業所・企業統計調査報告」（総務省）により県別従業者数の対全国比を分割指標とし、事業所・企業統計の中間年次は直線補間により推計した。なお、事業所・企業統計は平成 18 年調査が最終であり、平成 21 年は後継の経済センサス調査の数値を利用して接続する。

【推計 2】

サービス業の県内総生産の対全国比を分割指標とする。平成 20、21 年度は 19 年度の分割指標を固定して使用した。

本作業では【推計 2】を採用した。

3. 無形固定資産

(1) 中間年次の推計

【推計 1】

「特定サービス産業実態調査（情報サービス業編）」（経済産業省）の業務種類別売上高（平成 18 年以降は「ソフトウェア業年間売上高」）により、都道府県別の「ソフトウェア開発・プログラム作成年間売上高」の対全国比を分割指標とする。なお、平成 18 年以降は統計調査の変更に伴い、「ソフトウェア業年間売上高」を使用する。

なお、事業所数が少なく県別の値が秘匿されている地域があるため、当該年に秘匿された地域全体に占める当該県の割合を秘匿されていない直近年から推定することにより補完する。

【推計 2】

「特定サービス産業実態調査（情報サービス業編）」（経済産業省）の契約先産業別売上高（平成 18 年以降は「ソフトウェア業年間売上高」）より、「ソフトウェア開発・プログラム作成年間売上高」を産業別に分割する。さらに、各産業の売上高を「1. 製造業」、「2. 非製造業」で推計した各産業の有形固定資産における新設投資額の構成比で都道府県に按分する。

推計 1 では、特定サービス産業実態調査で把握されている事業所所在の都道府県別の売上高を利用する。本社所在地ではないものの、それでもソフトウェア業の企業は必ずしも全都道府県に支所を置くとは限らないので、各地方の中心都市に偏ってしまう可能性がある。一方、推計 2 では、産業によって新設投資における有形資産と固定資産の比率は異なるが、各産業では有形・固定の比が全都道府県で一定であると仮定するに等しい。

本作業では【推計 1】を採用した。

(2) 初年度の都道府県別ストック額

無形固定資産については、製造業や非製造業の産業別有形固定資産とは異なり、新設投資額は昭和 55 年度以降、資本ストック額は昭和 60 年度以降のみ公表されている。そのため、初年度（昭和 60 年度）の資本ストックについては、昭和 55 年度から 60 年度の新設投資額を分割指標で都道府県別にそれぞれ按分し、それらを累積した額を用いて分割するものとした。

3-3 SNA ベースの新設投資額、純除却額、資本ストック額の推計

基準年次の産業別都道府県別資本ストック額、産業別の新設投資額及び都道府県分割指標等を用いて、以下のとおり産業別都道府県別に SNA ベースの新設投資額、純除却額、資本ストック額の推計を行う。

(1)新設投資額

産業別都道府県別の新設投資額は、産業別 SNA ベース新設投資額に、当該産業の県別分割指標を乗じて算出する。

$$\text{産業別都道府県別新設投資額 } i,p,t = \text{「国民経済計算」ベースの新設投資額の全国値 } i,t \\ \times \text{県別分割指標 } i,p,t$$

なお、県別分割指標の作成にあたっては、昭和 47 年度は沖縄県を全業種について強制的にゼロとした後の構成比とし、製造業の昭和 60 年度は「食料品製造業」から「たばこ産業」を除いたもので構成比をとる。

(2)純除却額

産業別都道府県別の純除却額は、産業別 SNA ベースの前年度資本ストックに、当該産業の除却率（全県一律）を乗じて算出する。除却率の計算の際には、阪神淡路大震災及び新潟県中越地震による被害額を除き、震災被害額は別途外生的に与えた額を加算して最終的な除却額を求める。

$$\text{産業別都道府県別純除却額 } i,p,t = \text{産業別都道府県別資本ストック額 } i,p,t-1 \times \text{産業別除却率 } i,t \\ + \text{震災被害額 } i,p,t$$

(3)資本ストック額

産業別都道府県別の資本ストックは、基準年次について定義した産業別都道府県別資本ストック額をベンチマークに、(1)の産業別都道府県別新設投資額を足し、(2)の産業別都道府県別除却額を差し引いて積み上げることで算出する。その際、民営化等による資本ストックの追加が発生している場合は投資、除却とは独立した調整項として別途足しあげる。

$$\text{産業別都道府県別資本ストック } i,p,t = \text{産業別都道府県別資本ストック額 } i,p,t-1 \\ + \text{産業別都道府県別新設投資額 } i,p,t \\ - \text{産業別都道府県別純除却額 } i,p,t \\ + \text{産業別都道府県別民営化等による資本ストック増加額 } i,p,t$$

なお、本作業での推計期間中における沖縄復帰および民営化等による資本ストックの追加は以下のとおりである。

図表9 沖縄復帰および民営化の概要

年度	産業	概要
昭和 47	各産業	沖縄復帰
昭和 60	食料品製造業	日本たばこ産業(株)民営化
昭和 60	運輸・通信業	日本電信電話(株)民営化
昭和 61	電気・ガス・水道業	電源開発(株)民営化
昭和 62	運輸・通信業	東日本旅客鉄道(株)ほか JR 各社民営化
平成 3	運輸・通信業	新幹線保有機構から JR 各社への設備売却
平成 16	運輸・通信業	東京地下鉄(株)、成田国際空港(株)民営化
平成 18	食料品製造業	日本アルコール産業(株)民営化

4. 民営化等に伴う調整

今回の民営化及び沖縄本土復帰に伴うストック調整では、平成 14 年度作業の平成 7 年基準・93SNA ベースでの都道府県別構成比を、今回の平成 12 年基準・93SNA ベースの値に適用して都道府県に分割することで作成した。ただし、平成 16 年度の東京地下鉄(株)および成田国際空港(株)、18 年度の日本アルコール産業(株)については別途推計を行った。

民営化及び沖縄本土復帰に伴うストック額の推計は、以下のとおりである。

4-1 民営化、沖縄本土復帰に伴うストック額の推計

1. 沖縄県の本土復帰について

昭和 47 年度に沖縄県が本土に復帰したので、同年度は沖縄県の産業別資本ストックを次式により推計を行った。

$$\text{Osi47} = \text{Asi47} - (\text{Asi46} + \text{Ani47} - \text{Ari47})$$

Osi47：昭和 47 年度末の沖縄県の i 産業資本ストック

Asi46：昭和 46 年度末の全国の i 産業資本ストック

Asi47：昭和 47 年度末の全国の i 産業資本ストック

Ani47：昭和 47 年度の全国の i 産業新設投資額

Ari47：昭和 47 年度の全国の i 産業純除却額

2. 日本たばこ産業株式会社

昭和 60 年 4 月 1 日に日本たばこ産業株式会社 (JT) が発足したので、同年度の JT 分の全国 CT は次式により算出した。なお、県別分割は昭和 61 年「工業統計表」(通産省)のたばこ製造業の年初有形固定資産残高で行う。

$$\text{J Ts60} = \text{F s60} - (\text{F s59} + \text{F n60} - \text{F r60})$$

J Ts60：昭和 60 年度末の JT 分資本ストック

F s59：昭和 59 年度末の食料品製造業資本ストック

F s60：昭和 60 年度末の食料品製造業資本ストック

F n60：昭和 60 年度の食料品製造業新設投資額

F r60：昭和 60 年度の食料品製造業純除却額

3. 日本電信電話株式会社

昭和 60 年 4 月 1 日に日本電信電話株式会社(NTT)が発足したので、昭和 60 年度の NTT 分は県別加入電話数の対全国比で全国 CT の資本ストックを分割した。昭和 60 年度の NTT 分の全国 CT は次式により算出している。

$$\text{NTTs60} = \text{TCs60} - (\text{TCs59} + \text{TCn60} - \text{TCr60})$$

NTTs60：昭和 60 年度末の NTT 分資本ストック

TCs59：昭和 59 年度末の運輸・通信業資本ストック

TCs60：昭和 60 年度末の運輸・通信業資本ストック

TCn60：昭和 60 年度の運輸・通信業新設投資額

TCr60：昭和 60 年度の運輸・通信業純除却額

本作業においては、前回推計から県別分割比率を算出し、現行の平成 12 年基準・93SNA ベースの全国値に乗じることで都道府県別のストック額を推計した。

4. JR 各社

昭和 62 年 4 月 1 日に JR 各社が発足し、また、平成 3 年 10 月 1 日には新幹線保有機構から新幹線施設を東日本旅客鉄道、東海旅客鉄道、西日本旅客鉄道が譲り受けているので、この両年度についてストックを推計した。

(1)昭和62年度

①JR 分の全国 CT の推計

JR 分の資本ストックを運輸・通信業から分離し、さらに昭和 62 年度の「鉄道統計年報」（運輸省）による固定資産額の比により JR 各社に分割した。JR 分の全国 CT は次式により推計する。

$$JR_s62 = TCs62 - (TCs61 + TCn62 - TCr62)$$

JRs62：昭和 62 年度末の JR 分資本ストック

TCs61：昭和 61 年度末の運輸・通信業資本ストック

TCs62：昭和 62 年度末の運輸・通信業資本ストック

TCn62：昭和 62 年度の運輸・通信業新設投資額

TCr62：昭和 62 年度の運輸・通信業純除却額

②県別分割

上で求めた JR 各社の資本ストックを、それぞれの県別線路延長（新幹線は除く）の比で分割した。ただし、JR 貨物は県別の車扱い取り扱い駅およびコンテナ基地数の対全国比で分割した。

本作業においては、前回推計から県別分割比率を算出し、現行の平成 12 年基準・93SNA ベースの全国値に乗じることで都道府県別のストック額を推計した。

(2)平成3年度

①新幹線施設分の全国 CT 推計

新幹線施設分の全国 CT は次式により推計した。

$$NRs3 = TCs3 - (TCs2 + TCn3 - TCr3)$$

NRs3：平成3年度末の新幹線施設分資本ストック

TCs2：平成2年度末の運輸・通信業資本ストック

TCs3：平成3年度末の運輸・通信業資本ストック

TCn3：平成3年度の運輸・通信業新設投資額

TCr3：平成3年度の運輸・通信業純除却額

上式によって求めた新幹線施設分の全国 CT を新幹線保有機構から JR 3 社への売却額(JR 東日本 31,069 億円、JR 東海 50,957 億円、JR 西日本 9,741 億円)の比により 3 分割した。

②県別分割

上で求めた JR 3 社の新幹線施設資本ストックを、それぞれの県別新幹線線路延長の比で分割する。

本作業においては、前回推計から県別分割比率を算出し、現行の平成 12 年基準・93SNA ベースの全国値に乗じることで都道府県別のストック額を推計した。

5. 電源開発株式会社

電源開発株式会社の資本ストックは昭和 61 年度から民間企業資本ストックに含まれるので、その全国 CT を次式によって求めた。

$$PDs61 = Ps61 - (Ps60 + Pn61 - Pr61)$$

PDs61：昭和 61 年度末の電源開発株式会社資本ストック

Ps60：昭和 60 年度末の電気業資本ストック

Ps61：昭和 61 年度末の電気業資本ストック

Pn61：昭和 61 年度の電気業新設投資額

Pr61：昭和 61 年度の電気業純除却額

上式によって求めた電源開発株式会社の資本ストックを、設備ごとの額（昭和 61 年度末）の構成比で分割し、発電施設については水力、火力別に県別発電所最大出力の対全国比で分割した。その他の施設および建設仮勘定については県別発電施設資本ストックの対全国比で分割した。

6. 東京地下鉄株式会社および成田国際空港株式会社

①東京地下鉄および成田国際空港の全国 CT 推計

東京地下鉄株式会社および成田国際空港株式会社の資本ストックは平成 16 年度から民間企業資本ストックに含まれるので、その全国 CT を次式によって求めた。

$$TRs16 = TCs16 - (TCs15 + TCn16 - TCr16)$$

TRs16：平成 16 年度末の東京地下鉄、成田国際空港分資本ストック

TCs15：平成 15 年度末の運輸・通信業資本ストック

TCs16：平成 16 年度末の運輸・通信業資本ストック

TCn16：平成 16 年度の運輸・通信業新設投資額

TCr16：平成 16 年度の運輸・通信業純除却額

上式によって求めた東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社の資本ストックを、両者の平成 17 年 3 月期有価証券報告書に記載されている帳簿価額（土地以外）の比（成田国際空港 599,793 千円、東京地下鉄 1,043,520 千円）で 2 社にそれぞれ按分した。

②県別分割

成田国際空港株式会社については有価証券報告書の「主要な設備の状況」において全資産が千葉県内にあったため、全額を千葉県に割り当てるものとした。

東京地下鉄株式会社については、同社の保有する 183.2km の線路設備のうち東西線の一部区間（浦安駅～西船橋駅間および葛西・浦安駅間の 1/2 として計 8.95km）は千葉県、その他は全て東京都に所在するものとみなし、線路設備の営業キロの比で按分した。

図表 10 東京地下鉄株式会社の線路・電路設備の保有状況

路線	区間	営業キロ	駅数
銀座線	浅草～渋谷	14.3	19
丸ノ内線	池袋～荻窪	24.2	25
	中野坂上～方南町	3.2	3
日比谷線	北千住～中目黒	20.3	21
東西線	中野～西船橋	30.8	23
千代田線	綾瀬～代々木上原	21.9	19
	北綾瀬～綾瀬	2.1	1
有楽町線	和光市～新木場	28.3	24
半蔵門線	渋谷～押上	16.8	14
南北線	目黒～赤羽岩淵	21.3	19
計		183.2	168

出所：東京地下鉄株式会社「第 1 期（平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日）有価証券報告書」

7. 日本アルコール産業株式会社

日本アルコール産業株式会社の資本ストックは平成 18 年度から民間企業資本ストックに含

まれるので、その全国 CT を次式によって求めた。

$$JAs18 = Fs18 - (Fs17 + Fn18 - Fr18)$$

JAs18：平成 18 年度末の日本アルコール産業分資本ストック

Fs17：平成 17 年度末の食料品製造業資本ストック

Fs18：平成 18 年度末の食料品製造業資本ストック

Fn18：平成 18 年度の食料品製造業新設投資額

Fr18：平成 18 年度の食料品製造業純除却額

上式によって求めた日本アルコール産業株式会社の資本ストックを、有価証券届出書（平成 20 年 1 月に同社の株式が売り出された際の届出書）に記載されていた主要設備の帳簿価額（土地以外）の比で各都道府県に按分した。

図表 11 日本アルコール産業株式会社の主要設備の状況（単位：千円）

事業所	所在地	設備の内容	帳簿価額	うち土地	土地以外計
本社	東京都	総括業務施設	28,822		28,822
千葉オフィス	千葉県	総括業務施設	130,730		130,730
研究開発センター	千葉県	研究開発センター施設	70,190		70,190
鹿島工場	茨城県	アルコール生産設備	3,072,162	1,542,000	1,530,162
千葉工場	千葉県	アルコール生産設備	1,850,133	1,604,300	245,833
磐田工場	静岡県	アルコール生産設備	1,606,055	1,172,300	433,755
出水工場	鹿児島県	アルコール生産設備	2,404,288	1,225,700	1,178,588
合 計			9,162,380	5,544,300	3,618,080

出所：日本アルコール産業株式会社「有価証券届出書」による平成 19 年 9 月 30 日現在値。

以上のとおり、各社の民営化について推計を行い、都道府県別の民営化によるストック増加額を推計した結果をそれぞれ以下に示す。

図表12 民営化によるストック増加額 都道府県別推計結果(単位:百万円、平成12年価格)

略称 産業 年度	JT 食料品製造業 昭和60年度	NTT 運輸・通信業 昭和60年度	電源開発 電気・ガス・水道業 昭和61年度	JR各社 運輸・通信業 昭和62年度	新幹線施設 運輸・通信業 平成3年度	成田、地下鉄 運輸・通信業 平成16年度	J.alco 食料品製造業 平成18年度
北海道	15,514	1,068,055	46,746	645,009			
青森		249,744		531,617			
岩手	26,875	226,671	10,107	850,994	503,745		
宮城	15,546	363,965		526,199	679,664		
秋田		198,641		572,726			
山形	11,030	189,898		526,780			
福島	66,766	323,758	234,457	777,844	564,018		
新潟	10,814	399,005	142,156	822,232	720,336		
茨城	61,944	404,817		407,731	55,373		9,409
栃木	137,506	326,174	163,999	205,346	549,807		
群馬	39,563	320,646		269,133	465,033		
埼玉		970,502		307,535	502,765		
千葉	5,952	887,575		629,033		3,430,001	2,747
東京	32,704	3,159,656		390,231	259,188	5,231,341	177
神奈川	26,751	1,271,615	132,360	397,874	1,017,559		
山梨		145,768		200,615			
長野	8,643	370,834	2,721	669,788			
静岡	181,343	612,932	132,219	236,242	2,208,371		2,667
富山		177,398		129,704			
石川	12,613	199,559	60,740	85,339			
岐阜	9,889	324,874	71,479	242,165	389,210		
愛知	39,080	1,137,157	273,331	189,631	1,294,520		
三重		289,045	23,081	249,849			
福井		134,153	66,571	138,941			
滋賀		181,936		147,504	1,048,061		
京都	105,539	542,117		221,113	287,942		
大阪		2,101,515		129,810	317,182		
兵庫	12,394	635,100	124,868	264,156	255,786		
奈良		211,972	114,459	58,509			
和歌山	29,340	196,782	34,015	167,654			
鳥取	47,224	101,864		148,755			
島根		130,278		249,002			
岡山	37,388	336,011		302,294	205,745		
広島	61,864	522,092	324,656	352,044	317,820		
山口	25,829	291,555		328,573	329,813		
徳島	37,588	142,308		67,778			
香川	19,437	177,569		46,043			
愛媛	20,515	274,249		93,192			
高知		156,568	45,458	54,155			
福岡		876,930		169,975	169,973		
佐賀		135,731		76,460			
長崎		253,396	249,735	49,549			
熊本	43,771	300,006	4,859	116,495			
大分	33,571	225,634		137,033			
宮崎	14,832	207,836	3,122	116,475			
鹿児島	11,205	334,189	32,800	114,773			7,247
沖縄	3,996	183,077	38,959				
全国	1,207,027	22,271,156	2,332,898	13,413,900	12,141,909	8,661,342	22,247

(補論) 阪神淡路大震災、新潟県中越地震の影響

1. 阪神淡路大震災、新潟県中越地震による被害額の推計

平成7年の阪神淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震など大規模災害については、被災自治体等から被害額の推計がなされている。ここでは、兵庫県および新潟県により推計、公表された被害額をとりまとめた。

(1) 阪神淡路大震災による被害額

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災については、兵庫県では9兆9,268億円と推計しており、建築物、鉄道など別に内訳額も推計されている。

図表1 阪神淡路大震災による兵庫県の被害額(単位:億円)

被害総額	99,268
建築物	58,000
鉄道	3,439
高速道路	5,500
公共土木施設(高速道路を除く)	2,961
港湾	10,000
埋立地	64
文教施設	3,352
農林水産関係	1,181
保健医療・福祉関係施設	1,733
廃棄物処理、し尿処理施設	44
水道施設	541
ガス・電気	4,200
通信・放送施設	1,202
商工関係	6,300
その他の公共施設等	751

出所：兵庫県『阪神・淡路大震災の復旧・復興の状況について』平成22年12月

この被害額は兵庫県のみが推計対象となっているが、阪神淡路大震災の被害は大阪府など他の地域にも一部に発生している。なお、住家被害件数については兵庫県および県外も含めた総数がまとめられている。

図表2 阪神淡路大震災による住家被害件数(単位:棟数)

	兵庫県内	県外含む
住家被害	538,767	639,686
全壊	104,004	
半壊	136,952	
焼損棟数	7,534	7,574
全焼	7,035	
半焼	89	

出所：兵庫県『阪神・淡路大震災の復旧・復興の状況について』平成22年12月

(2)新潟県中越地震による被害額

平成 16 年 10 月 23 日については、新潟県では約 3 兆円と推計しており、社会資本、農林水産関係など分野別に内訳も発表されている。

図表3 新潟県中越地震による新潟県の被害額(単位:億円)

項目	被害額
住宅	7,000
社会資本(道路・鉄道・河川・橋梁など)	12,000
うち地滑り(1,662箇所)	8,300
うち鉄道(上越新幹線、在来線)	500~1,000
うち高速道路	200
農林水産関係	4,000
中小企業の損失など	3,000
電気・水道・ガス	1,000
その他(学校、病院施設など)	3,000
合計	約 30,000

出所：新潟県による推計値（平成 16 年 11 月 17 日発表）

2. 震災被害によるストック減失額の想定

(1)被害額の推計区分とストック推計区分の対応

本作業における社会資本および民間資本ストックの推計に、これらの被害額を組み込むには阪神淡路および新潟県中越地震の被害額の内訳を、資本ストック推計における部門と対応付ける必要がある。本来は推計された被害額算定の範囲やストック推計での考慮については慎重な検討が必要であるが、ここでは仮に被害額の内訳と資本ストックの推計部門との対応を行った(図表 4、図表 5)。

図表4 兵庫県による阪神淡路大震災の被害額推計区分とストック推計区分の対応

本作業の推計区分		阪神淡路大震災の被害区分															
		建築物	鉄道	高速道路	公共土木施設(除高速道路)	港湾	埋立地	文教施設	農林水産関係	保健医療・福祉関係施設	廃棄物処理・し尿処理施設	水道施設	ガス・電気	通信・放送施設	商工関係	その他の公共施設等	
推計被害額→		58,000	3,439	5,500	2,961	10,000	64	3,352	1,181	1,733	44	541	4,200	1,202	6,300	751	
社会資本	道路			○												○	
	都市公園	○			○											○	
	港湾	○			○	○	○									○	
	農業(灌漑)	○			○				○							○	
	林業(林道)	○			○				○							○	
	漁業	○			○				○							○	
	廃棄物処理	○			○						○					○	
	自然公園	○			○											○	
	治水	○			○											○	
	航空	○			○											○	
	下水道	○			○											○	
	(文教施設)						○										
民間資本	製造業	食料品	○													○	
		繊維	○													○	
		パルプ・紙	○													○	
		化学	○													○	
		石油・石炭製品	○													○	
		窯業・土石製品	○													○	
		一次金属	○													○	
		金属製品	○													○	
		一般機械	○													○	
		電気機械	○													○	
	輸送用機械	○													○		
	非製造業	精密機械	○													○	
		その他の製造業	○													○	
		農林水産業	○							○						○	
		鉱業	○													○	
		建設業	○													○	
		卸売・小売業	○													○	
		金融・保険業	○													○	
		不動産業	○													○	
		運輸・通信業	○	○											○	○	
電気・ガス・水道業		○										○			○		
	サービス業	○					○							○			
	無形固定資産																

図表5 新潟県による新潟県中越地震の被害額推計区分とストック推計区分の対応

本作業の推計区分	新潟県中越地震の被害区分								農林水産関係	中小企業の損失など	電気・水道・ガス	その他(学校、病院施設など)
	住宅	社会資本(道路・鉄道・河川・橋梁など)										
			うち地滑り(1,662箇所)	うち鉄道(上越新幹線、在来線)	うち高速道路	(うち左記以外)						
推計被害額→	7,000	12,000	8,300	750	200	2,750	4,000	3,000	1,000	3,000		
道路			○		○							
都市公園						○						
港湾						○						
農業(灌漑)			○				○					
林業(林道)			○				○					
漁業			○				○					
廃棄物処理						○						
自然公園						○						
治水						○						
航空						○						
下水道						○						
(文教施設)												○
民間資本	食料品								○			
	繊維								○			
	パルプ・紙								○			
	化学								○			
	石油・石炭製品								○			
	窯業・土石製品								○			
	一次金属								○			
	金属製品								○			
	一般機械								○			
	電気機械								○			
	輸送用機械								○			
	精密機械								○			
	その他の製造業								○			
	農林水産業								○			
	鉱業								○			
	建設業								○			
	卸売・小売業								○			
	金融・保険業								○			
	不動産業								○			
	運輸・通信業			○					○			
	電気・ガス・水道業								○	○		
非製造業	サービス業								○			○
	無形固定資産											

(2) 社会資本・民間資本ストック推計における震災被害額の設定例

① 阪神淡路大震災による震災被害額

阪神淡路大震災による震災被害額は兵庫県による推計被害額を図表 4 にしたがって資本ストック推計の各部門に反映するものとする。その際、以下のような想定を置いて被害額を設定する。

- 阪神淡路大震災の被害は兵庫県と大阪府の 2 地域について推計する。兵庫県の被害額は兵庫県による推計額を用い、大阪府については住家被害件数の兵庫県外をすべて大阪府とみなし、住家被害における大阪府÷兵庫県と同じ比率でその他の資本ストックも被害が発生したと仮定して被害額を設定した。
- 被害額のうち「建築物」については、家計が保有している住宅は社会資本にも民間企業の資本にも含まれないため除外する。具体的には建築物の被害額 5 兆 8 千億円のうち家計分とみなした 53,868 億円²を除いた 4,132 億円をストック推計上の被害額とする。
- 被害額推計区分とストックの推計区分が 1 対 1 で対応している場合はそのまま被害額を割り当てる。被害額が複数のストック区分に対応している場合には、前年度末資本ストック額の比率で被害額を各区分に按分する。
- ただし、「文教施設」については民間ストックでは「サービス業」に含まれると考えられるが、サービス業は幅広い概念であり、サービス業の資本ストックのうち文教施設に相当する部分のみを把握することはできないため、公・民のストック額比率で按分することができない。そのため、兵庫県および大阪府のそれぞれについて、小中学校及び高等学校（全日制・定時制）の学校数における公立・私立の比率で文教施設の被害額を按分するものとした。

² 土居丈朗『地域から見た日本経済と財政政策』（財）三菱経済研究所、2002 年 3 月を参考に住家被害件数の全壊・全焼を 1 件 3 千万円、半壊・半焼を 1 件 15 百万円と仮定した。

図表6 阪神淡路大震災によるストック減失額の想定例(兵庫県)

本作業の推計区分		阪神淡路大震災の被害区分																その他の 公共施設 等
		建築物 (家計除 <)	鉄道	高速道路	公共土木 施設(除 高速道 路)	港湾	埋立地	文教施設	農林水産 関係	保健医 療・福祉 関係施設	廃棄物処 理・し尿 処理施設	水道施設	ガス・電 気	通信・放 送施設	商工関係			
推計被害額(百万円)→		4,312,615	413,215	343,900	550,000	296,100	1,000,000	6,400	335,200	118,100	0	4,400	0	420,000	120,200	630,000	75,100	
社会 資本	道路	579,083	0	0	550,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29,083	
	都市公園	23,683	2,137	0	0	18,648	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,898	
	港湾	1,111,407	9,476	0	0	82,682	1,000,000	6,400	0	0	0	0	0	0	0	0	12,850	
	農業(灌漑)	17,201	1,179	0	0	10,289	0	0	0	4,134	0	0	0	0	0	0	1,599	
	林業(林道)	1,651	113	0	0	987	0	0	0	397	0	0	0	0	0	0	153	
	漁業	20,613	1,413	0	0	12,330	0	0	0	4,954	0	0	0	0	0	0	1,916	
	廃棄物処理	17,119	1,148	0	0	10,014	0	0	0	0	4,400	0	0	0	0	0	1,556	
	自然公園	879	79	0	0	692	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108	
	治水	101,495	9,159	0	0	79,917	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,420	
	航空	3,472	313	0	0	2,734	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	425	
下水道	98,817	8,917	0	0	77,808	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,092		
(文教施設)		312,570	0	0	0	0	0	312,570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
製 造 業	食料品	43,277	16,263	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27,014	0	
	繊維	9,940	3,735	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,204	0	
	パルプ・紙	13,071	4,912	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,159	0	
	化学	43,329	16,283	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27,047	0	
	石油・石炭製品	13,739	5,163	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,576	0	
	窯業・土石製品	22,338	8,394	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,943	0	
	一次金属	121,350	45,602	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75,747	0	
	金属製品	21,528	8,090	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,438	0	
	一般機械	47,139	17,714	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29,424	0	
	電気機械	35,095	13,189	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,907	0	
	輸送用機械	18,542	6,968	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,574	0	
	精密機械	1,297	487	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	810	0	
	その他の製造業	37,576	14,121	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23,455	0	
	農林水産業	191,058	30,981	0	0	0	0	0	108,615	0	0	0	0	0	0	51,461	0	
	鉱業	2,483	933	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,550	0	
	建設業	38,559	14,490	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24,068	0	
	卸売・小売業	91,501	34,385	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57,115	0	
金融・保険業	18,502	6,953	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,549	0		
非 製 造 業	不動産業	39,716	14,925	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24,791	0	0	
	運輸・通信業	571,367	40,310	343,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120,200	0	66,957	0	
	電気・ガス・水道業	515,762	35,987	0	0	0	0	0	0	0	0	420,000	0	0	0	59,775	0	
	サービス業	127,457	39,393	0	0	0	0	22,630	0	0	0	0	0	0	0	65,433	0	
	無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

図表7 阪神淡路大震災によるストック減失額の想定例(大阪府)

本作業の推計区分		阪神淡路大震災の被害区分																
		建築物 (家計除 <)	鉄道	高速道路	公共土木 施設(除 高速道 路)	港湾	埋立地	文教施設	農林水産 関係	保健医 療・福祉 関係施設	廃棄物処 理・し尿 処理施設	水道施設	ガス・電 気	通信・放 送施設	商工関係	その他の 公共施設 等		
推計被害額(百万円)→		807,816	77,401	64,418	103,023	55,464	187,315	1,199	62,788	22,122	0	824	0	78,672	22,515	118,008	14,067	
社会資本	道路	108,170	0	0	103,023	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,147	
	都市公園	4,213	283	0	0	3,385	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	544	
	港湾	203,530	1,009	0	0	12,067	187,315	1,199	0	0	0	0	0	0	0	0	1,941	
	農業(灌漑)	999	34	0	0	411	0	0	0	487	0	0	0	0	0	0	66	
	林業(林道)	63	2	0	0	26	0	0	0	31	0	0	0	0	0	0	4	
	漁業	1,289	44	0	0	531	0	0	0	629	0	0	0	0	0	0	85	
	廃棄物処理	3,360	170	0	0	2,038	0	0	0	0	824	0	0	0	0	0	328	
	自然公園	127	9	0	0	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	
	治水	21,204	1,425	0	0	17,039	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,741	
	航空	1,211	81	0	0	973	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	156	
	下水道	23,511	1,580	0	0	18,893	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,039	
	(文教施設)	57,196	0	0	0	0	0	57,196	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
民間資本	製造業	食料品	3,251	1,240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,011	0
		繊維	2,703	1,031	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,672	0
		パルプ・紙	1,727	659	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,068	0
		化学	7,795	2,973	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,822	0
		石油・石炭製品	2,206	841	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,365	0
		窯業・土石製品	1,563	596	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	967	0
		一次金属	9,550	3,642	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,907	0
		金属製品	6,407	2,444	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,963	0
		一般機械	6,384	2,435	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,949	0
		電気機械	4,392	1,675	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,717	0
		輸送用機械	2,211	843	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,367	0
		精密機械	595	227	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	368	0
	その他の製造業	8,713	3,323	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,390	0	
	非製造業	農林水産業	24,855	1,480	0	0	0	0	0	0	20,975	0	0	0	0	0	2,400	0
		鉱業	46	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0
		建設業	6,832	2,606	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,226	0
		卸売・小売業	34,408	13,124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,284	0
		金融・保険業	7,423	2,831	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,592	0
不動産業		14,003	5,341	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,662	0	
無形固定資産	運輸・通信業	107,724	7,930	64,418	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,515	0	12,861	0	
	電気・ガス・水道業	96,381	6,754	0	0	0	0	0	0	0	0	78,672	0	0	0	10,954	0	
	サービス業	33,774	10,749	0	0	0	0	5,592	0	0	0	0	0	0	0	17,433	0	

②新潟県中越地震による震災被害額

新潟県中越地震による震災被害額は新潟県による推計被害額を図表5にしたがって資本ストック推計の各部門に反映するものとする。その他の想定は①に準じるが、新潟県による中越地震の被害額では「建築物」ではなく「住宅」と区分されているので、この金額はストック推計への反映は行わないものとした。

図表8 新潟県中越地震によるストック減失額の想定例(新潟県)

本作業の推計区分		新潟県中越地震の被害区分											
		住宅	社会資本	道路・鉄道・河川・橋梁など				農林水産関係	中小企業の損失など	電気・水道・ガス	その他(学校、病院施設など)		
推計被害額(百万円)→		2,300,000	0	1,200,000	830,000	75,000	20,000	275,000	400,000	300,000	100,000	300,000	
社会資本	道路	716,974		716,974	696,974		20,000						
	都市公園	6,262		6,262				6,262					
	港湾	58,193		58,193				58,193					
	農業(灌漑)	316,528		78,995	78,995				237,533				
	林業(林道)	42,425		10,588	10,588				31,837				
	漁業	174,072		43,443	43,443				130,630				
	廃棄物処理	13,203		13,203				13,203					
	自然公園	319		319				319					
	治水	141,582		141,582				141,582					
	航空	1,759		1,759				1,759					
下水道	53,681		53,681				53,681						
(文教施設)		294,529										294,529	
民間資本	製造業	食料品	8,898							8,898			
		繊維	4,203							4,203			
		パルプ・紙	4,159							4,159			
		化学	13,556							13,556			
		石油・石炭製品	2,178							2,178			
		窯業土石製品	4,917							4,917			
		二次金属	6,852							6,852			
		金属製品	10,831							10,831			
		一般機械	7,828							7,828			
		電気機械	10,635							10,635			
	非製造業	輸送用機械	1,427							1,427			
		精密機械	1,256							1,256			
		その他の製造業	7,975							7,975			
		農林水産業	50,031							50,031			
		鉱業	2,814							2,814			
		建設業	12,081							12,081			
		卸売・小売業	23,546							23,546			
		金融・保険業	4,754							4,754			
		不動産業	5,120							5,120			
		運輸・通信業	32,386	75,000			75,000			32,386			
電気・ガス・水道業	148,423							48,423	100,000				
サービス業	41,601							36,130			5,471		
無形固定資産		0											